

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 三三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三四
- 県営土地改良事業計画を定めた件 三四
- 道路の供用を開始する件二件 三四
- 一般競争入札を行う件二件 三五
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三五
- 福島県選挙管理委員会
○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 三五

告 示

福島県告示第四百三十八号

競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成十五年福島県告示第七百八十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月十二日から施行する。

平成二十七年六月十二日

第一に次の一号を加える。

七 庁舎等維持管理業務に係る資格の審査を受けようとする者にあつては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所となつたことについて関係機関に届出を行っていない者

（施設管理課）

福島県告示第四百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年六月十二日から同年七月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、東根堰地区に係る県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年六月十五日から
同 年七月六日まで （二十二日間）
- 三 縦覧の場所
福島市役所及び伊達市役所

（農村計画課）

福島県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

公 告

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四〇一号	会津若松市北会津町北後庵字上川 原四四番一地从先から 同 市北会津町北後庵字上川 原四五番一地从先まで	平成二十七年六月二二日

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第四百四十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十七年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年六月十二日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九四号	郡山市湖南町三代字掛上り三三七 一番二地从先から 同 市湖南町三代字窪小谷三二一 八番一地从先まで	平成二十七年六月二二日

(道路計画課)

公告第139号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察本部庁舎整備（建築）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年6月12日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする工事の件名及び数量 福島県警察本部庁舎整備（建築）工事 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 工期 議会の議決を得た日から3日を経過した日から平成30年2月28日まで
- (4) 工事場所 福島県福島市杉妻町5番75号

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 構成員の全てが(7)から(9)までに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員が(9)に掲げる条件を満足している者であること。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

(4) 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、この公告の日から入札の日までの間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第

3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

- (ウ) 建築工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の建築一式工事に項に規定する建築工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者において、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (ロ) この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、建築一式工事の総合評定値が800点以上であること。
- (ハ) 建設工事において、過去15年以内に延べ床面積1,500㎡以上又は地上3階建て以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新営工事（新築、改築又は増築を含む。以下同じ。）を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績（工事部分を対象とし、増築の場合は、増加した部分を対象とする。以下「施工実績」という。）を有する者であること。ただし、建築物の主要用途が駐車場、倉庫等の施工実績を除く。
- (ニ) 1級建築施工管理技士又は1級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。）を修了している者で(カ)に示した建設工事の施工管理経験（監理技術者若しくは主任技術者としての施工経験又は監理技術者若しくは主任技術者としての資格を有した者による現場代理人としての施工経験のことをいい、当該入札者以外での施工経験を含む。）を有するもの（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- (ホ) この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。

イ 構成員は、2者又は3者であること。

ウ 自主結成であること。

エ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。

カ 本工事の施工計画が適切である者であること。

- (2) 共同企業体でない単独の者の資格要件

ア (1)のアの(7)から(イ)まで及び(ハ)から(ク)まで並びにカに掲げる資格要件を全て満足する者であること。

イ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者においては2の(1)のアの(ウ)及び(ハ)から(ク)まで、イからエまで並びにカに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者においては2の(1)のアの(ウ)及び(ハ)から(ク)まで並びにカに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年7月1日（水）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電話024-521-8632

- 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成27年6月12日（金）から同年7月30日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年7月20日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

- 5 入札説明書等の配布に関する事項
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成27年7月31日(金)午後2時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎12階情報多目的ルームA(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年7月30日(木)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 契約の成立
本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。
ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認められるときは、契約を締結しない。
なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- 11 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、契約内容に適合した履行に関する調査(低入札価格調査)を実施した結果、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 本工事は、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。
営繕費(共通仮設費における仮設建物費)：労働者送迎費、宿舍費及び借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事及び通勤費等に要する

費用、福利厚生等に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用、安全及び衛生に要する費用、研修訓練等に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the contract : Fukushima Prefectural Police Headquarters Government Office(building) Construction Work 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 31 July 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 30 July 2015
- (4) Contact point for the notice : Facilities Management Division, Archives & Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-8632
(施設管理課)

公告第140号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察本部庁舎整備（電気）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年6月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする工事の件名及び数量 福島県警察本部庁舎整備（電気）工事 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 工期 議会の議決を得た日から3日を経過した日から平成30年2月28日まで
- (4) 工事場所 福島県福島市杉妻町5番75号

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 構成員の全てが(7)から(イ)までに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員が(7)に掲げる条件を満足している者であること。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

(イ) 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、この公告の日から入札の日までの間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(ウ) 電気工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の電気工事の項に規定する電気工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

(オ) この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、電気工事の総合評定値が800点以上であること。

(カ) 建設工事において、過去15年以内に延べ床面積1,500㎡以上又は地上3階建て

以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新営工事（新築、改築又は増築を含む。）に伴う電気工事を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績（工事部分を対象とし、増築の場合は、増加した部分を対象とする。以下「施工実績」という。）を有する者であること。ただし、建築物の主要用途が駐車場、倉庫等の施工実績を除く。

(キ) 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、電気工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。）を修了している者で(カ)に示した建設工事の施工管理経験（監理技術者若しくは主任技術者としての施工経験又は監理技術者若しくは主任技術者としての資格を有した者による現場代理人としての施工経験のことをいい、当該入札者以外での施工経験を含む。）を有するもの（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

(ク) この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち電気工事の総合評定値が900点以上であること。

イ 構成員は、2者又は3者であること。

ウ 自主結成であること。

エ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。

カ 本工事の施工計画が適切である者であること。

(2) 共同企業体でない単独の者の資格要件

ア (1)のアの(7)から(イ)まで及び(ハ)から(ク)まで並びにカに掲げる資格要件を全て満足する者であること。

イ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にとっては2の(1)のアの(ウ)及び(キ)から(ク)まで、イからエまで並びにカに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にとっては2の(1)のアの(ウ)及び(キ)から(ク)まで並びにカに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年7月1日（水）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電話024-521-8632

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成27年6月12日（金）から同年7月30日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年7月20日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布に関する事項

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成27年7月31日（金）午後2時30分

(2) 場所 福島県庁西庁舎12階情報多目的ルームA（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年7月30日（木）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 契約の成立
本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契
約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定
に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。
ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、
法人の役員又はその使用人）が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その
者を契約の相手方とすることが適当でないと認められるときは、契約を締結しない。
なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、
福島県は、これを一切賠償しない。
- 11 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とする。ただし、契約内容に適合した履行に関する調査（低入
札価格調査）を実施した結果、落札者となるべき者の入札価格によってはその者に
より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又
はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあ
って著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制
限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込み
をした者を落札者とすることがある。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 本工事は、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」
の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、
労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準（福島県土木部）に
基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費
の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算
方法の試行工事」である。
営繕費（共通仮設費における仮設建物費）：労働者送迎費、宿舎費及び借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事及び通勤費等に要する
費用、福利厚生等に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及
び作業被服等の費用、安全及び衛生に要する費用、研修訓練等に要
する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担
する費用
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) Nature and quantity of the contract : Fukushima Prefectural Police Headquarters
Government Office(Electrical Facilities) Construction Work 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:30 p.m., 31 July 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 30 July 2015
- (4) Contact point for the notice : Facilities Management Division, Archives & Property
Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government
2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-8632
(施設管理課)

